



「市民参画」と「市民活動」に対するご意見をお寄せください！

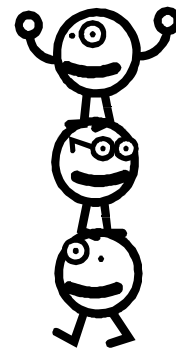
（仮称）静岡市市民参画推進条例・（仮称）静岡市市民活動促進条例



市では来年4月1日、「（仮称）静岡市市民参画推進条例」と「（仮称）静岡市市民活動促進条例」の施行に向けて準備を進めています。

その中間案を審議会等の意見を踏まえ、作成しました。この中間案に対するご意見を条例に反映していきますので、どしどし応募してください。

また、各区でタウンミーティング（意見交換会）を実施します。ぜひご参加ください。



◆◆ 意見提出 ◆◆

11月28日(火)（必着）までに、意見書を郵送・FAX または専用ホームページで各条例担当課へどうぞ。

<http://www.city.shizuoka.jp/deps/kikaku/>
<http://www.city.shizuoka.jp/deps/seikatsu/>

中間案は、両課、各区の市政情報コーナー、各市立公民館、市ホームページでご覧になれます。

◆◆ タウンミーティング ◆◆

所在地	施設・会場	開催日時	定員
葵区	アイセル2 1（女性会館） [研修室]	11月7日(火) 午後7時～	100人
清水区	蒲原公民館 [4F大会議室]	11月9日(木) 午後7時～	100人
駿河区	来・て・こ（健康文化交流館） [302活動室]	11月11日(土) 午後2時～	70人
清水区	清水興津公民館 [大会議室1]	11月14日(火) 午後7時～	130人
駿河区	大里公民館 [第1集会室]	11月15日(水) 午後7時～	100人
葵区	西奈公民館 [第1集会室]	11月16日(木) 午後7時～	70人

ご来場には公共交通機関をご利用ください。
2つの条例について、出前講座を実施します。10人程度以上のグループや団体であれば、こちらから職員が出向きますので、ぜひご利用ください。

市民の 市民による 市民のための 条例

regulations of the citizens, by the citizens, for the citizens



ご意見をお寄せいただく条例に をつけてください。(複数可)

(仮称) 静岡市市民参画推進条例

(仮称) 静岡市市民活動促進条例

ご意見のタイトル

ご意見の内容

この枠内のご意見等は、条例案策定の参考とさせていただきます。また、個人が特定できないように編集した上で、要旨を市ホームページ等で紹介させていただく場合がありますが、個人情報については、厳正に管理を行い、他の目的に利用することはありませんのでご了承ください。

氏名		性別	男性	女性			
住所							
年齢	19才以下	20代	30代	40代	50代	60代	70才以上
職業	会社員	自営業	主婦	学生	パート・アルバイト	公務員	その他
活動	NPO活動、ボランティア活動をされている頻度を教えてください。						
	週2日以上	週1日程度	月1, 2回程度	年1, 2回程度			
	ほとんどない	これからやろうと思っている					

締切は平成 18 年 11 月 28 日 (火) [必着]